

東郷町議会モニター制度の運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東郷町議会モニター（以下「議会モニター」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 東郷町自治基本条例第2条第1号に規定する町民のうち個人をいう。
- (2) 会議 町議会で開催される全ての会議をいう。

(職務)

第3条 議会モニターの職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町議会定例会の会期中に行われる本会議、常任委員会及び特別委員会の会議（非公開で行われるものを除く。以下この条において同じ。）を傍聴又は録画映像を視聴し、議会運営に関する意見を文書（電子メールを含む。）により提出すること。
- (2) 議会広報紙及び町議会のホームページに関する意見を文書により提出すること。
- (3) 「議会報告会」及び「意見交換会」に参加し、意見を文書により提出すること。
- (4) 議会が行うアンケート、調査等に回答すること。

2 議会モニターは、前項に定める職務をいずれか一つ以上行わなければならない。

(定数及び任期)

第4条 議会モニターの定数は20人以内とする。

2 議会モニターの任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(応募資格)

第5条 議会モニターは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 年齢満18歳以上の町民であること。

- (2) 国会議員又は地方議会議員でないこと。
- (3) 東郷町が雇用する常勤の地方公務員でないこと。

(募集方法及び委嘱)

第6条 議会モニターは公募により、町民のうちから議長が委嘱する。

(解嘱)

第7条 議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は、当該議会モニターを解嘱できるものとする。

- (1) 議会モニターから辞職の申出があったとき。
- (2) 第3条に規定する職務を全く行わないとき。
- (3) 第5条に規定する資格を失ったとき。
- (4) 議会モニターとしてふさわしくない行為があったとき。
- (5) その他議長が必要と認めたとき。

(提出された意見等の処理)

第8条 議長は、議会モニターから意見等が提出されたときは、関係する会議に当該意見等を送付し、当該会議において検討させ、改善につなげるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、当該議会モニターに通知するとともに、意見等の概要とともに議会広報紙及び議会ホームページで公表するものとする。

(謝礼)

第9条 議会モニターには、予算の範囲内で謝礼を支給するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。